

## 議案第 13 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整理するもの  
です。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白井市監査委員条例の一部改正)

第1条 白井市監査委員条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

第8条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。ただし、第2条の規定中白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第13号資料

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(第1条関係) 白井市監査委員条例(昭和49年条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)
<p><b>第2条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p><b>第2条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和59年条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<p><b>第6条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p><b>第6条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>
(略)	(略)
(業務状況説明書類の作成)	(業務状況説明書類の作成)
<p><b>第8条</b> 管理者は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</p>	<p><b>第8条</b> 管理者は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
(略)	(略)

(第3条関係) 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和8年条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
<p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定により、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p>	<p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定により、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p>
<p><b>第2条</b> 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額につ</p>	<p><b>第2条</b> 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額につ</p>

いて、免れさせるものとする。

(1)～(4) (略)

(略)

いて、免れさせるものとする。

(1)～(4) (略)

(略)